

議会運営委員会

令和元年9月30日
委員会室

1 委員長あいさつ

2 協議事項

- (1) 第71回12月定例会の日程等について
- (2) 第70回9月定例会の反省等について
- (3) 特定所管事務調査について
- (4) 事務事業評価について
- (5) 議会基本条例の検証について
- (6) その他

3 その他

- (1) 議選監査委員について（取組の検証）
- (2) 都市計画審議会委員・北播衛生事務組合議員・氷上多可衛生事務組合議員の選出分野について
- (3) 「西脇市－レントン市姉妹都市提携50周年記念式典」への議長出席について
 《日程》令和元年10月16日（水）から10月22日（火）まで
- (4) その他

第71回西脇市議会12月定例会の日程等について

記

1 招集予定日と主な議案

(1) 招集予定日

令和元年11月29日（金）午前10時

(2) 提出予定の主な議案等

ア 補正予算（令和元年度一般会計ほか）

イ その他

2 日程及び会期等

(1) 日 程

11月22日（金）	午前9時30分から	議会運営委員会
27日（水）	午前9時30分から	議案説明会
29日（金）	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議（第1日）
		<u>《本会議終了後、議会運営委員会等（非公開）》</u>
12月2日（月）	正午	議案質疑通告締切
	午後1時30分から	<u>資料請求調整会</u>
5日（木）	午前10時00分から	本会議（第2日）
6日（金）	午前9時30分から	文教民生常任委員会
9日（月）	午前9時30分から	総務産業常任委員会
10日（火）	午前9時30分から	予算常任委員会
11日（水）		委員会予備日
12日（木）	正午	一般質問通告締切
13日（金）	正午	討論通告締切
		<u>（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）</u>
18日（水）	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議（第3日）
19日（木）	午前10時00分から	本会議（第4日）
20日（金）		予備日
23日（月）	午前9時30分から	議会運営委員会

(2) 会 期

11月29日（金）から12月20日（金）までの22日間

3 今後の日程について

10月 2日 (水)	午後 1 時30分から	豊田市議会行政視察来西
3日 (木)	午前10時00分から	珠洲市議会行政視察来西
6日 (日)	午前 8 時30分から	西脇市民体育大会総合開会式
8日 (火)	午前 9 時30分から	議員協議会
9日 (水)	午後 1 時00分から	愛知県東郷町議会行政視察来西
15日 (火)	午前 9 時30分から	議会運営委員会
20日 (日)	午前 9 時00分から	上野・下戸田 いきいき人権交流祭
24日 (木)	午前10時00分から	阿波市議会行政視察来西 (みらいえ)
25日 (金)	午前10時00分から	東村山市議会行政視察来西
27日 (日)	午前10時00分から	みらフェス
28日 (月)	午後 2 時00分から	沼田市議会行政視察来西 (次世代創生課・まちづくり課)
11月 3日 (日)	午前 9 時00分から	都麻の里さわやか交流祭
5日 (火)	午後 1 時30分から	宍粟市議会行政視察来西
6日 (水)	午後 7 時30分から	議員定数に関する意見交換会 (黒田庄地区：黒っこプラザ)
7日 (木)	午後 1 時30分から	八女市議会行政視察来西
8日 (金)	午後 7 時30分から	議員定数に関する意見交換会 (津万地区：大野隣保館)
9日 (土)	から10日 (日) まで	産業フェスタ・農業祭
10日 (日)	午前 9 時30分から	芳田ふれあいまつり
11日 (月)	午後 1 時30分から	糸魚川市議会行政視察来西
12日 (火)	午前 9 時30分から 午後 7 時30分から	議員協議会 議員定数に関する意見交換会 (比延地区：こみせん比也野)
13日 (水)	午後 2 時30分から 午後 7 時30分から	東松島山市議会行政視察来西 議員定数に関する意見交換会 (西脇区：西脇区コミセン)
14日 (木)	午前10時00分から 午後 7 時00分から	ふじみ野市議会行政視察来西 議員定数に関する意見交換会 (重春地区：みらいえ) ※福岡県添田町議会同席
15日 (金)	午前10時00分から 午後 7 時00分から	福岡県添田町議会行政視察来西 議員定数に関する意見交換会 (野村地区：みらいえ)
17日 (日)	午前10時00分から	照楓会

18日（月）午後7時30分から	議員定数に関する意見交換会 （日野地区：サンパル日野）
20日（水）午後	柳井市議会会派視察来西
23日（土）午前9時00分から 午後1時00分から	勤労感謝の日記念式典 西脇多可の安全安心な暮らしを 守る住民大会
26日（火）午後7時30分から	議員定数に関する意見交換会 （芳田地区：芳田の里ふれあい館）
30日（土）午後1時00分から ～31日（日）	文化祭ふれあいの歩み （黒田庄隣保館）

平成 30 年度西脇市議会基本条例検証結果（案）について

西脇市議会 議会運営委員長 村 井 公 平

共通する 57 項目の検証ポイントにおける平均値は、3.73 点であり、昨年の 3.54 点に比べ、0.19 点の上昇が見られる。

しかしながら、今回も設問における議員個々の評価の認識に差があり、評価点にばらつきがあった。具体的には 47 の設問に対して評価点 5 点と 1 点があった。この差はどのように捉えたらよいのか検討する必要があると考える。

また、議会基本条例制定以降、全く活用されていない項目も存在している。それらの項目について、どのような事案に対して取り組めるのか、また、一気に取り組めないとしても、試行的に行う、あるいは段階的に行うなど、その活用方法も探る必要がある。

さらには、昨年度の報告書にも記載したが、どうしてもできないのか、それともやろうとしていないのか、その見極めも必要な時期と捉えている。

二年前、西脇市議会基本条例の改正を行ったが、引き続き、検証を続けながら、議員間で議論を重ね、本市議会にとって有効な条例にしていかなければならない。

以下、条文ごとに点数、主な意見、検証結果・改善策を記載した。

■第 1 条 西脇市議会基本条例の目的を果たせたか？

3.6 点・前年度比+0.1 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「個別的には評価できることもあるが、全体的にはまだまだ課題がある。」

◆検証結果

前回、2 点をつけた議員はいなかったが、今回は 1 名あった。設問に対する共通理解ができていなかったと思われる。議会基本条例の目的である、「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民が安心して生活できる豊かなまちを実現すること」を再認識し、この実現を果たすため、議員全員が総合的に努力を積み重ねていかなければならない。

■第 2 条 議会の活動原則

5 項目平均 3.6 点・前年度比+0.2 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「監査機関という意識をもって審査に臨んでいる議員が少ないように見受けられる。平易な言葉になかなかない。」
- ・「意思決定機関が議案を全て通す意味であればよく出来た。」

□行政の監視機関としての責任は果たせたか（3.2 点）

◆検証結果

前回から 0.3 点上昇した。今後とも行政の事務事業について、委員会はもとよりあらゆる発言機会を捉え、議会としての監視機能を高める必要がある。

議員は常に問題意識を持って審査、審議、調査に当たる努力を重ねなければならない。

■第 3 条 議員の活動原則

4 項目平均 3.9 点・前年度比-0.1 点（議員個人の評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができたか？（3.6点）

◆検証結果

平素から、住民との対話を心がける努力が第一である。「議会と語ろう会」や「課題懇談会」での意見交換は勿論のこと、市民の意見からいかに課題を抽出するかは、普段から問題意識をもって議員活動に取り組んでいるかが問われている。その姿勢を持ち続けなければならない。

《改善策》

- ・他市事例視察や研修も必要であるが、住民からの課題や意見を吸い上げる活動、行動を行うことも重要である。

■第4条 委員会の活動原則

5項目平均 2.8点・前年度比-0.4点（委員会全体を評価）

【意見】

- ・「所管事務調査がほとんど出来ていない。陳情の願意を何とか実現できないかとする姿勢に乏しい。」
- ・「政策の立案はほぼない。」

□政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めたか？（2.6点）

◆検証結果

全ての項目において昨年度より点数が下がっている。政策等の立案や提言は委員会でも特定少数の個人に偏っている傾向が見られる。委員全員が常任委員会や予算、決算審査においてどんどん提案や提言ができるよう、日頃から課題に対する意識を持つとともに、関連情報も収集して臨むことが必要である。

《改善策》

- ・個々の議員が、既に構築している年度における事業の政策サイクルを理解して委員会に臨まなければならない。
- ・行政評価への更なる取組の充実
- ・委員会における所管事務調査活動の充実

■第5条 議員間討議

2.3点・前年度比-0.4点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「討論ではなく、自分の立場を主張するばかり」
- ・「議論にならないことが多々あると感じた。なぜ賛成か反対かの意味不明なことが感じられた。」

□議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか？（2.3点）

◆検証結果

前年度に続いて評価点が大きく後退している。議員の多くが議員間討議が十分できていないと感じている結果だと思われる。議案審査に臨むにあたって、議員が個々にあらゆる角度から考えを検討しておかなければ議員間討議はできない。

常日頃から様々な事業、施策に関心を寄せ、議員自身が問題を掘り起こしていくくらいの意識を持っていなければならない。

また、議員全員が論点を出し合うこと、論点を基に議員間討議を行い合意を見出すことなど、より良い議論をするための新たな提案を行うことも喫緊の課題と捉える。

《改善策》

- ・政策検討会の積極的な活用
- ・自主的な勉強会の実施や研修会への参加

- ・委員長をはじめ、各委員からの問題提起
- ・各委員会開催前に課題整理のための委員間討議の実施
- ・議員活動の一環として日頃からの情報収集

■第6条 議案等の審査及び調査

3項目平均 1.6 点・前年度比+0.5 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「議案等に関して市民や専門家の意見を聴くことが出来るシステムが必要」

◆検証結果

専門的知見の活用、公聴会、参考人制度の活用等が未だにできていないが、大学や研究機関等との連携を図ることについては研究課題には位置づけている。

前回にも提案しているが、まずは、委員会審査や所管事務調査において、専門的知識を持った人に意見を聞く場を設けることから始めるのが良いのではないかと考える。

《改善策》

- ・引き続き、大学・研究機関等との連携について研究を行うとともに、所管事務調査事項において手続きが簡単な参考人制度の活用を検討する。

■第7条 請願及び陳情

2項目平均 3.4 点・前年度比-0.9 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「果たして政策提言と位置付けていただろうか？市民からの「お願い」「要望」を「聞いてあげる立場」として上から目線で言い合っていただけでは？」
- ・「陳情調査のお粗末さは陳情者に議会への疑念を抱かせた。」

◆検証結果

前年度に比べ評価点が大きく後退している。請願や陳情の取扱いや審査・調査において、変わった点はないと思われるが、評価の考え方について共通認識が必要であると考え。

■第8条 研修の充実

2項目平均 4.0 点・前年度比+0.2 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

◆検証結果

評価点が少しは上昇したが、議会としても議員個人としても研修の充実が求められる。」

《改善策》

- ・現在、議員研修を行い、講師を招いての研修会を実施しているとともに、議員個人として研修会に参加して研修を積んでおり、これを引き続き行う。
- ・今後は、さらにどのような分野の研修を受けるべきなのか、目的を明確にした研修への参加を検討する必要があると思われる。

■第9条 基本原則

2項目平均 3.0 点・前年度比+0.1 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「市長と緊張ある関係には見えないし、厳しい意見なんて出ていない。確かに一問一答では行っているが、論点や争点が明確になっているようには思えない。」

□市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ってきたか？(3.1 点)

◆検証結果

議会は、牽制機関であることが最も重要な役割の1つである。しかし、これができていないとなれば問題である。つまり議会不要論に繋がるからである。二元代表制を言葉としては知っているも、その意味が理解されていない証左でもあると言える。

□一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか？（2.8点）（会全体を評価）

◆検証結果

昨年度に引続き4点以上をつけた議員が一人もいない。特に、一般質問において政策論議になっていないケースが多々見られ、時に単純質問の繰り返しに終始している例も見受けられる。

失礼承知で記載するが、自分では一問一答の質問が出来ていると勘違いしている議員が多い。評価点から見て、今後も引き続き自己研鑽と研修が必要であると考ええる。

《改善策》

- ・繰り返し龍谷大学土山希美枝教授等を招いて一問一答のあり方や質問力を伸ばすため一般質問の研修を行う必要を強く感じる。
- ・全議員が一般質問を行う努力が必要である。

■第10条 政策等形成過程の説明資料要求

2項目平均 3.5点・前年度比-0.1点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「ほぼ現状確認等の質疑ばかりである。」

□政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか？（3.0点）

◆検証結果

平成29年度から行政評価に取り組んでいるが、調査方法やまとめ方などの課題も多い。まずは、各議員が策等形成過程資料を使用して、予算から決算まで年度を通した事業・施策の点検を習慣づけ、政策評価に繋げる議論ができるよう努めることが重要である。

■第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件

2.4点・前年度比+1.3点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「計画を議決事件にするのに後ろ向きな姿勢ばかりである。」

□総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めたか？（2.4点）

◆検証結果

現在に至るまで、新たな議決事件を決めたことはない。一つでも良いから議決事件とする取組を真剣に考える時期であると考ええる。

西脇市議会は、議決事件に対するアレルギーが強いように感じるが、それを乗り越える取組が必要である。

《改善策》

昨年度、議会運営委員会で多治見市議会、加賀市議会の取組等を視察した。今後、市総合計画の後期基本計画を議決事件にすべきか議論することとしており、PPDCAサイクルを用いた具体的な協議を行う必要がある。

■第15条 基本原則

2項目平均 3.9点・前年度比+0.1点（議会全体を評価）

【意見】

・「非公式協議会が多い、会議は公開が原則なのに。」

□活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしてきたか。(3.6点)

◆検証結果

平均では0.1点上昇したが、内容的には前年度とほとんど変わらない。

《改善策》

- ・市民にとって何が重要なのか、何を知らせるべきなのか、常に問題意識を持ち、議論の過程をオープンにする。
- ・特に、議会と語ろう会や課題懇談会は、これを具現化する場であり、情報収集と発信に力を注いでいく。

■第16条 課題懇談会

3.9点・前年度比+0.6点 (議会全体を評価)

【意見】

・「意見なし」

□市政の諸課題について、自由な意見交換をする課題懇談会を開催してきたか?(3.9点)

◆検証結果

徐々にではあるが懇談会の回数が増えているが、広報広聴活動の貴重な機会であることを再認識し、更に実のある懇談となるよう努力する必要がある。

《改善策》

- ・議会活動、議員活動のいろいろな機会の中から課題を抽出し、その課題に対して市民団体等がどのような思いを持たれているかを把握するため、議会からも意見交換を積極的に働きかけていく。

■第17条 情報公開の推進

3項目平均4.7点・前年度比+0.1点 (議会全体を評価)

【意見】

・「本委員会は配信しているが、非公式の協議会の内容は市民の誰にも隠されている。」

□議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ってきたか。

(4.6点)

◆検証結果

高評価になってきたが、不十分と思う議員もありもう少し努力する必要がある。

《改善策》

現在において、あらゆる機会を捉えホームページ、フェイスブック等を活用して議会活動の情報公開を行っていると考えますが、「まだまだ不十分である」との低位な評価もあるため、今一度問題点を共有して改善策を講じていく。

■第18条 議会報告会(議会と語ろう会)

3項目平均4.2点・前年度比+0.2点 (議会全体を評価)

【意見】

□市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ってきたか。(4.0点)

◆検証結果

市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ってきたかについての評価点は上昇しているが、市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等への活かし方については、昨年度と変わっていない。

回数を重ねることによる逆効果として、議会と語ろう会が雑談の場と化している例が見受けられる。あらためて、市民との意見交換を行う課題収集の場と捉え、政策サイクルの起点となる取り組

みにしていかなければならない。

《改善策》

- ・議会報告会で出された意見や要望等の重要な課題を記録し、必要な課題点については、各班、班長会、常任委員会で現場及び状況等の確認をした上で、検討、協議をしっかりと行い、より良い結論を導き出す。
- ・議会と語ろう会を起点にした議会活動内容を、自治会や市民へ広く周知する方法を検討し、実施に繋げていく。

■第 19 条 議会だよりの充実

3項目平均 4.5 点・前年度比+0.3 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

◆検証結果

読みやすく充実した紙面になるよう広報公聴特別委員会を設置し、議員自らの手で発行している。特別委員会では、作成に多くの時間を割いて取り組んでおり、これに比例して評価点も上昇している。

議員の多くが高評価点であるが、低位な評価点の議員もあるため、今一度問題点を共有して改善策を講じていく。

《改善策》

- ・市民にとって必要な情報をわかりやすく伝える方法を広報公聴特別委員会で検討する。
- ・作成過程など、各議員の議会だよりに対する現状認識（問題点）を確認した上で、あるべき方向を広報公聴特別委員会で検討する必要がある。

■第 20 条 議場等の開放

2項目平均 4.2 点・前年度比+1.0 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指せたか？（3.3 点）

◆検証結果

- ・議場等の開放では催しをこなすのに四苦八苦し、講演会への出席者も集まりにくく議員が出席依頼をしているのが現状であった。
- ・講演会参加者が、議会への親しみを持ち、気軽に議会へ足を運んで貰えるものと予想していたが、傍聴者の増加に繋がらず、議会活動の活性化にも寄与しているとは感じられない。
- ・本来の目的と照らし合わせた議場等の開放のあり方及び内容が問われる。

《改善策》

- ・目的が達成されていない等の意見が見られ、現状の方法による講演会は廃止することを決定した。今後は、中学生議会や女性議会等を含めた、根本的な議場を活用した取組を広報公聴特別委員会で検討する必要がある。

■第 22 条 会派

3.6 点・前年度比-0.1 点（会派全体を評価）

【意見】

- ・「議案の賛否を拘束すれば、「同一の理念」と考えているのではないだろうか。」
- 政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたか？（3.6 点）

◆検証結果

政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたかの設問であるため、会派を組んでいる議員のほとんどが「5点」を、また、会派を組んでいない議員は低評価点を付けるという、前年度とほぼ同様の結果となった。

西脇市議会においては一人会派が多いためこのような結果になっている。

《改善策》

- ・議員協議会の場等を活用して会派活動の「見える化」を図る。

■第23条 議長

3.6点・前年度比-0.8点（議長についての評価）

【意見】

- ・「中立公正とは一方の意見のみを取り上げるのではなく、多様な意見を言える場作りをすることである。」
- ・「議長の任務は、執行部の対応とともに、議会内をいかにまとめ、市民と議会との距離を縮めることであり、混乱させることではない。」

■第24条 議会図書室の充実等

2項目平均 2.5点・前年度評価点なし

【意見】

- ・「意見なし」

◆検証結果

平成29年度の評価点はなく、平成28年度と同様であることから、議会図書室の充実等については、新庁舎における議会フロアの諸室利用の中で検討する時期を迎えている。

《改善策》

- ・広報広聴特別委員会と市庁舎等建設に関する特別委員会との合同で利用促進策を検討する。

■第25条 議会事務局の充実等

2項目平均 3.2点・前年度比+0.1点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「昭和20年代中期以降の地方自治庁の議会軽視、議会事務局軽視の呪縛から逃れられていないのではないか。」

□議会事務局の法制能力の強化を図ってきたか？（3.0点）

◆検証結果

議会事務局の法制能力強化を図る必要性は理解できるが、現状から見て予算的、人事的には困難であると思われる。

《改善策》

- ・議会から条例制定が提案できるよう努力し、実績を重ねていくことにより、道が開けるのではないかと考える。

■第26条 議員の政治倫理

3項目平均 4.2点・前年度比-0.3点（議員個人の評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□議員と市長等との関係の透明性を図ってきたか（3.5点）

◆検証結果

前年度に比較して3項目とも評価点が下がっている。評価の考え方にもよるとも思われるが、二元代表制の観点から重要な項目であり、あらためて全議員が政治倫理について理解を深め、議員活動の透明性を高めていかなければならない。

《改善策》

- ・今一度、全議員が自らの行動と政治倫理について考える必要がある。

■第28条 政務活動費の執行及び公開

3項目平均5点・前年度比±0点（議員個人の評価）

【意見】

- ・「意見無し」

◆検証結果

昨年度に引き続き、今年度も全議員が評価点5点となっており、これを継続していく。

■第30条 議会改革

3.9点・前年度比-0.2点（議会全体の評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□継続的な議会改革に取り組んできたか（3.9点）

◆検証結果

議会改革に係る取り組むべき課題は増加しているが、昨年度に引き続き、改革度ランキングは上位に位置し、西脇市議会として真摯に取り組んでいると一定の評価はできると考える。

しかし、今年度の評価点は0.2点下がっており、問題点を検証して、今後も継続してあるべき議会を目指して、改革に取り組んでいくべきである。

《改善策》

- ・議会改革の取組は、同じように見えても市議会毎に異なっている。視察を行った他市の取組を参考にする場合、単に同じ取組をするのではなく、西脇市にとっての有効性、必要性を議員間で十分協議をし、市民ファーストの精神で取り組む。

■第31条 他の条例との関係

4.0点・前年度比-0.2点（議会全体の評価）

【意見】

- ・「意見なし」
- ・「全員では行っていない。」

◆検証結果

本条例と他の条例等との整合性を図ってきていると思うが、前年度より減少しており、整合が図られていない部分があるとの評価点となっている。

《改善策》

議会基本条例が、議会運営の基本的事項を定めていることを再認識し、今後、議会に関する条例等の改正の際、議会基本条例との整合を十分確認する。

■第32条 検証と見直し手続き

2項目平均4.5点・前年度比-0.3点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか（3.9点）

◆検証結果

前年度と比較して0.3点下がっており、改善策の実行が不十分との評価と受け取れる。

《改善策》

今年度の検証を踏まえて、速やかに改善策の検討を行い、実施できるものから改善を図り、市民福祉の増進に繋がる条例にしていくことが重要である。

平成30年度議会基本条例の検証

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度比較
第1章 総則				
第1条 目的				
1 ①西脇市議会基本条例の目的を果たしているか	3.3	3.5	3.6	0.1
第2章 議会及び議員の活動原則				
2 ①市の意思決定機関としての機能は果たせたか	—	—		
3 ②行政の監視機関としての責任は果たせていたか	—	2.9	3.2	0.3
4 ③情報公開や市民参加の推進に努めていたか	3.5	3.3	3.7	0.4
5 ④透明性、公平性及び公正性を確保した活動ができていたか	4.0	3.5	3.7	0.2
6 ⑤平易な言葉で説明責任を果たしてきたか	3.1	3.1	3.2	0.1
7 ⑥法令等を遵守した活動をしてきたか	4.2	4.3	4.4	0.1
8 ⑦市民の理解が得られる議会運営に努めていたか	3.4	3.2	3.4	0.2
第3条 議員の活動原則				
9 ①直接選挙で選ばれた市民全体の代表者としての自覚のもとに活動してきたか	4.1	4.3	4.1	-0.2
10 ②自らの良心と責任をもって市民の負託に応えることができたか	4.0	4.1	3.9	-0.2
11 ③市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができていたか	3.4	3.7	3.6	-0.1
12 ④自己の能力を高めるため不断の研さんに努めてきたか	3.6	4.1	4.0	-0.1
第3章 議会機能の強化				
第4条 委員会の活動原則				
13 ①議案審査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3.4	3.0	2.9	-0.1
14 ②事務調査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3.3	3.4	2.9	-0.5
15 ③請願審査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3.6	3.3	2.9	-0.4
16 ④陳情調査は、その機能は十分に発揮できていたか	3.3	3.3	2.7	-0.6
17 ⑤政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めていたか	2.9	2.9	2.6	-0.3
第5条 議員間討議				
18 ①議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めてきたか	3.1	2.7	2.3	-0.4
第6条 議案等の審査及び調査				
19 ①学識経験者等による専門的事項に係る調査制度は活用してきたか	1.0	1.0	1.0	0.0
20 ②公聴会制度の積極的な活用はしてきたか	1.0	1.0	1.0	0.0
21 ③参考人制度の積極的な活用はできたか	1.4	1.4	2.7	1.3
第7条 請願及び陳情				
22 ①市民からの請願を政策提言と位置付け、意見を聞く機会を設けてきたか	3.7	4.3	3.4	-0.9
23 ②市民からの陳情を政策提言と位置付け、陳情者からの意見を聞いてきたか	3.4	4.3	3.4	-0.9
第8条 研修の充実				
24 ①議員研修の充実強化に努めてきたか	3.7	3.8	3.9	0.1
25 ②専門家及び有識者による研修会を積極的に開催してきたか	3.5	3.7	4.1	0.4
第4章 議会と市長等との関係				
第9条 基本原則				
26 ①市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ってきたか	2.9	3.1	3.1	0.0
27 ②一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にできたか	2.6	2.7	2.8	0.1
28 ③市長等の反問権の評価は	—	—		
29 ④文書質問に対する評価は	—	—		
30 ⑤文書質問に対し、市長等は適切に対応してきたか	—	—		
第10条 政策等形成過程の説明資料要求				
31 ①重要な政策等について第10条に列記するような資料の提出を求めてきたか	3.2	4.1	3.9	-0.2
32 ②政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めてきたか	2.8	3.0	3.0	0.0
第11条 予算及び決算における政策説明資料の要求				
評価に該当しない				
第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件				
33 ①総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めてきたか	1.5	1.1	2.4	1.3
第13条 付帯決議				
評価に該当しない				
第14条 請願採択への対応				
評価に該当しない				

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度比較
	第5章 市民と議会との関係				
	第15条 基本原則				
34	①市民の意向を反映するため、意見を聴取する機会の確保に努めてきたか	3.5	3.8	4.1	0.3
35	②活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしてきたか	3.4	3.7	3.6	-0.1
	第16条 一般会議				
36	①市政の諸課題について、自由な意見交換をする一般会議を開催してきたか	3.7	3.3	3.9	0.6
	第17条 情報公開の推進				
37	①議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ってきたか	4.3	4.3	4.6	0.4
38	②本会議や委員会のインターネット配信に努めてきたか	4.6	4.7	4.6	-0.1
39	③全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表してきたか	4.7	4.7	5.0	0.3
	第18条 議会報告会				
40	①市民に対する議会報告会を原則として年2回以上開催できたか	5.0	4.9	5.0	0.1
41	②市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ってきたか	3.4	3.4	4.0	0.6
42	③市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしてきたか	3.1	3.6	3.6	0.0
	第19条 議会だよりの充実				
43	①議会だよりを毎定例会後に発行してきたか	5.0	5.0	5.0	0.0
44	②議会だよりに各議案に対する各議員の対応等「議会だより発行要項」に則した内容がきちんと掲載されてきたか	4.2	4.2	4.4	0.2
45	③わかりやすく読みやすい充実した誌面となっていたか	3.8	3.5	4.1	0.6
	第20条 議場等の開放				
46	①議場等の開放を年2回以上行ったか？	5.0	3.5	5.0	1.5
47	②より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指せたか	3.4	2.9	3.3	0.4
	第6章 議会の組織				
	第21条 議員の定数				
	評価に該当しない				
	第22条 会派				
48	①政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できているか	2.8	3.5	3.6	0.1
	第23条 議長				
49	①議長は、中立公正な職務遂行に努め、円滑な議会運営を行っていたか	3.8	4.4	3.6	-0.8
	第24条 議会図書室の充実等				
50	①議会関連図書は充実されているか	2.8	2.7	2.7	
51	②議会図書室の一般利用は図られていたか	1.6	1.3	1.6	
	第25条 議会事務局の充実等				
52	①議会事務局の調査活動の充実を図ってきたか	3.4	3.1	3.3	0.2
53	②議会事務局の法制能力の強化を図ってきたか	3.4	2.7	3.0	0.3
	第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇				
	第26条 議員の政治倫理				
54	①市民の代表者としての倫理を常に自覚していたか	4.4	4.7	4.5	-0.2
55	②市民の疑惑を招くことのないよう行動できていたか	4.6	4.8	4.5	-0.3
56	③議員と市長等との関係の透明性を図ってきたか	3.5	4.0	3.5	-0.5
	第27条 執行機関等委員の就任制限				
	①法令の定めがある以外の審議会等の市の付属機関の委員に就任していなかったか	—	—		
	第28条 政務活動費の執行及び公開				
57	①政務活動費の交付に関する条例を遵守していたか	4.7	5.0	5.0	0.0
58	②市民から疑義が生じないよう収支報告書は提出したか	4.9	5.0	5.0	0.0
59	③収支報告書の公表に努めていたか	5.0	5.0	5.0	0.0
	第29条 議員報酬				
	評価に該当しない				
	第8章 改革の継続と見直し				
	第30条 議会改革				
60	①継続的な議会改革に取り組んできたか	3.9	4.1	3.9	-0.2
	第31条 他の条例との関係				
61	①議会に関する条例、規則等の改廃に当たっては、この条例との整合を図ってきたか	3.8	4.2	4.0	-0.2
62	②一般選挙後の任期開始後、条例の理念を浸透させるため、この条例の研修を行ったか	—	—		
	第32条 検証と見直し手続き				
63	①年1回、この条例の目的が達成されたか証したか	5.0	5.0	5.0	0.0
65	②検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか	3.8	4.3	3.9	-0.4
	上表の合計・平均	3.54	3.58	3.63	0.3